

第1回地域集会施設設置・解体撤去補助金に係る有識者会議 会議要旨

1. 開催日時 令和6年1月9日(火) 14時00分から15時00分
2. 開催場所 大阪市役所4階 市民局第5・6会議室
3. 出席者 (有識者) 田間 郁子委員、蝶野 弘治委員、西野 智子委員
(市民局) 区政支援室地域力創出担当課長
同 課長代理
同 係長
同 係員
4. 議題 (1) 座長の選任について
(2) 事前協議申出があった地域集会施設に係る建替えの合理性について

5. 議事要旨

- (1) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金に係る有識者会議開催要綱第4条第1項に基づき、有識者の互選により西野委員を座長に選出した。
- (2) 大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱第4条の2に基づく事前協議申出があった地域集会施設に係る建替えの合理性について、同要綱第4条の2第3項に基づき有識者への意見聴取を行った。
その結果、当該地域集会施設の建替えについて一定の合理性があるとの意見が示された。

(主な意見)

- ・改修には多額の費用がかかるが、改修補助金は220万円までしか出ないため、地域の負担が非常に大きくなる。
- ・改修補助を使うと、その後10年間は異なる補助金が認められる可能性が非常に低くなるために早期の建替えが非常に困難となるが、当該地域集会施設は築40年以上経過しており、一度改修してもその後10年以内に別の箇所に支障が生じる可能性が高い。
- ・また、改修補助では十分な改修は難しいと思われ、十分に機能回復しないまま10年間使用しないといけないのは機能性・利便性の観点から問題がある。
- ・当該地域集会施設においては、断熱材が使用されていないといった機能面の問題や多くの地域住民が利用することからバリアフリー化等の要望もある中で、コスト面の比較においても改修と建替では同等であり、耐用年数満了を待たず3年前倒しして機能性・利便性を有する施設に建替えることに一定の合理性はあると考える。
- ・なお、建替予定施設は木造とのことであるが、制度上の耐用年数の26年にこだわらず長期間使えるよう、定期的な補修などを行ってほしい。